

宮崎県医療審議会資料

令和2年11月6日（金） 午後6時30分から
県電ホール（宮崎県企業局庁舎）

目 次

1	宮崎県医療審議会委員名簿	P 1
2	医療法、医療法施行令抜粋	P 2
3	宮崎県医療審議会運営規程	P 3
4	審議事項		
	地域医療支援病院の名称承認について（県立宮崎病院）	P 4
5	報告事項		
	(1) 令和元年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況について		(別冊 1)
	(2) 令和 2 年度地域医療介護総合確保基金事業の計画について		(別冊 2)
	(3) 第 7 次宮崎県医療計画の進捗状況について		(別冊 3)
	(4) 第 7 次宮崎県医療計画の中間見直しについて		(別冊 4)
	(5) 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について		(別冊 4)

宮崎県医療審議会委員名簿

任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日

	役 職 名	氏 名
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 劑 師	宮崎県医師会長	河 野 雅 行
	宮崎県医師会副会長	濱 田 政 雄
	宮崎県歯科医師会長	重 城 正 敏
	宮崎県薬剤師会長	小 山 明 俊
	独立行政法人国立病院機構都城医療センター院長	吉 住 秀 之
	全日本病院協会宮崎県支部長	池 井 義 彦
	日本医療法人協会宮崎県支部長	相 澤 潔
	宮崎県精神科病院協会会長	田 中 洋
医立 療場 をに 受あ ける 者	宮崎県市長会代表 (日向市長)	十 屋 幸 平
	宮崎県町村会代表 (西米良村長)	黒 木 定 藏
	宮崎県保険者協議会長	矢 野 憲 男
	宮崎県高等学校PTA連合会副会長	立 山 朱 美
	宮崎県地域婦人連絡協議会長	谷 口 由美繪
	宮崎県老人クラブ連合会副会長	松 本 順 子
学 識 経 験 者	宮崎大学医学部附属病院長	鮫 島 浩
	宮崎県看護協会会長	中 武 郁 子
	宮崎県弁護士会弁護士	宮 川 香代子
	南九州大学健康栄養学部管理栄養学科教授	甲 斐 敬 子

医療法(昭和23年法律第205号) (抜 粋)

(都道府県医療審議会)

- 第72条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令(昭和23年政令第326号) (抜 粋)

(都道府県医療審議会)

- 第5条の16** 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。

- 第5条の17** 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

- 第5条の18** 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

- 第5条の19** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

- 第5条の20** 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 第5条の21** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

- 第5条の22** 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

宮崎県医療審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(部 会)

第5条 審議会に医療法人等部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

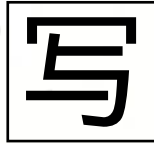
(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和61年11月13日から施行する。

(以下、改正附則省略)



24080-1765
令和2年10月28日

宮崎県医療審議会長 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



地域医療支援病院の名称承認について（諮問）

医療法第4条第2項の規定により、下記の地域医療支援病院の名称承認について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 病院名 県立宮崎病院
- 2 開設地 宮崎市北高松町5-30
- 3 申請者 宮崎県病院局

(文書取扱 医療業務課)

審議事項

地域医療支援病院の名称承認について

1 概要

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院に対して、「地域医療支援病院」の名称を承認するもの。

2 地域医療支援病院の4つの機能

- 紹介患者に対する医療の提供
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

3 地域医療支援病院の医療法上のメリット

- 名称独占

医療法第4条第3項の規定に基づき、地域医療支援病院でないものは、地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

4 現在の承認施設（8施設）

宮崎東諸県：宮崎江南病院（平成18年11月）

古賀総合病院（平成23年6月）

宮崎市郡医師会病院（令和2年7月）

都城北諸県：都城市郡医師会病院（平成27年3月）

国立病院機構都城医療センター（平成21年3月）

延岡西臼杵：県立延岡病院（平成18年11月）

西 諸：小林市立病院（平成23年6月）

日南串間：県立日南病院（平成30年7月）

審議事項

地域医療支援病院名称承認申請概要

事 項		概 要
病院名	名 称	県立宮崎病院
	開設地	宮崎市北高松町 5 - 3 0
	病床数	一般病床486床、精神病床42床、感染症病床 7 床
申請者	住 所	宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
	氏 名	宮崎県病院局長 桑山 秀彦
患者紹介に対する医療提供		紹介率74.9%、逆紹介率74.2%
共同利用の実施	共同利用のための規定整備	整備済
	共同利用を行った医療機関数	実績なし
	利用医師等登録制度	347機関
	共同利用のための病床数	5 床
	共同利用に係る病床の病床利用率	実績なし
救急医療の提供		通常の当直体制のほか、オンコール体制により医療従事者を確保 専用病床 29床 診療施設 24時間使用可能 傷病者の搬入に適した構造設備あり 救急自動車搬送患者 4,794人 救急告示病院
地域の医療従事者に対する研修の実施	研修プログラムの整備	有
	研修内容	地域の医師、看護師、その他医療関係職種を対象とした合同会議、研究会、症例報告会、講習会等
	実績	実施回数：13回 参加者数：延べ474人

審議事項

構造設備	(1)集中治療室	6床
	(2)検査室	有
	(3)病理解剖室	有
	(4)研究室	有
	(5)講義室	有（約220人収容）
	(6)図書室	有（蔵書数 約8,000冊）
	(7)救急用又は患者輸送用自動車	保有台数1台
	(8)医薬品情報管理室	有
諸記録の管理	責任者、担当者を定め適切に分類している。	
諸記録の閲覧	責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定めている。閲覧は請求に基づき閲覧許可する。	
委員会の設置	有（委員12名）	
相談体制	有	

審議事項

地域医療支援病院名称承認申請審査概要

病院名	県立宮崎病院	
審査事項	根拠規定	適否
1 開設者 *国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等	法第4条第1項	適 (都道府県)
2 紹介患者に対する医療提供 ①紹介率80%以上 ②紹介率65%以上及び逆紹介率40%以上 ③紹介率50%以上及び逆紹介率70%以上	法第4条第1項第1号	適 (②) (紹介率 74.9%) (逆紹介率 74.2%)
3 共同利用の実施 ・共同利用の規定 ・利用医師等登録制度の設置 ・開設者と関係のない医療機関が共同利用を行った医療機関の5割以上 ・共同利用にかかる業務担当者 ・共同利用専用病床の確保	法第4条第1項第1号	適 共同利用の規定：整備済 利用医師等登録制度：347機関 関係のない医療機関：一 業務担当者：看護師長 共同利用専用病床：5床
4 救急医療の提供 ・24時間体制(医療従事者、診療施設) ・重傷救急患者専用(優先)病床 ・救急自動車による搬入に適した設備 ・救急自動車搬送患者数÷救急医療圏人口×1000≧2又は救急自動車搬送患者数≧1000	法第4条第1項第2号	適 24時間体制：医師・看護師等確保 診療施設使用可能 重傷救急患者専用病床：29床 救急自動車による搬入に適した設備：有 救急自動車搬送患者数：4,794人
5 地域の医療従事者に対する研修の実施 ・定期的研修を行うための体制 ・研修プログラムの整備 ・教育責任者及び研修委員会の設置 ・研修に必要な施設及び設備 ・年間12回以上の研修を主催	法第4条第1項第3号	適 体制整備：整備済 研修プログラムの整備等：整備済 責任者・委員会：設置済 施設設備：有 実施回数：13回
6 病床規模 ・200床以上(※注)	法第4条第1項第4号 規則第6条の2	適 535床
7 病院の法定施設を有すること	法第4条第1項第5号	適
8 地域医療支援病院の法定施設を有すること		
(1)集中治療室	法第22条第1号 規則第21条の5第1号	適 6床
(2)検査施設(化学、細菌、病理)	法第22条第4号 規則第21条の5第1号	適

(※注) ただし、県知事が地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、この限りでない。(医療法施行規則第6条の2)

審議事項

審査事項	根拠規定	適否
(3) 病理解剖室	法第22条第5号 規則第21条の5第1号	適
(4) 研究室	法第22条第6号	適
(5) 講義室	法第22条第7号	適 室数：4室 収容定員：約220人
(6) 図書室	法第22条第8号	適 室数：1室 蔵書数：約8,000冊
(7) 救急用又は患者輸送用自動車	法第22条第9号 規則第22条	適 保有台数：1台 (患者搬送用自動車)
(8) 医薬品情報管理室	法第22条第9号 規則第22条	適
9 諸記録の管理	法第22条第2号 規則第21条の5第2号	適 責任者、担当者を定め適切に分類し管理
10 諸記録の閲覧	法第22条第3号 規則第21条の5第3号	適 責任者、担当者を定め適切に実施
11 委員会の設置	規則第6条第2項第9号 規則第9条の19	適 (委員12名)
12 相談体制	法第16条の2第7号 規則第9条の19	適